

# 重要事項説明書（医療保険）

1. 事業所の概要
- |            |  |
|------------|--|
| （事業所名）     | 合同会社 Holomua                             |
| （所在地）      | 訪問看護ステーションぽの                             |
| （電話番号）     | 072-247-5508                             |
| （F A X）    | 072-247-5805                             |
| （提供可能サービス） | 訪問看護                                     |
| （事業所番号）    | 2766190561                               |
| （管理者）      | 川口 絢子                                    |
| （サービス提供地域） | 堺市、大阪市、松原市、羽曳野市、富田林市<br>藤井寺市、柏原市、八尾市、和泉市 |
2. 事業所の職員体制
- |      |    |
|------|----|
| 管理者  | 1名 |
| 看護師  | 5名 |
| 准看護師 | 1名 |
3. 営業日
- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 営業日時     | 月曜日から土曜日 8:30～17:30 |
| サービス提供時間 | 月曜日から土曜日 9:00～17:00 |
- ※ただし、12月30日～1月3日を除く
4. サービスの方法
- 当事業所の看護師が作成する訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

- 5.支払方法及び支払日 月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、毎月15日頃に集金させていただきます。
- 1.集金時に現金でのお支払い
  - 2.事業所の口座に月末までに振り込みをする
- 6.訪問看護サービス内容
- ・病状、状態の観察
  - ・内服薬の相談、管理
  - ・日常生活の援助
  - ・対人関係の相談
  - ・社会資源活用の援助
- 7.訪問看護の提供について
- 1)訪問回数は1日1回、3回/週までのご利用が可能です。
  - 2)ご自宅への訪問看護になります。
- 病院・医療機関への訪問看護は原則実施していません。
- 3)訪問車両での送迎は実施していません。
- 8.ご利用にあたってのお願い
- ・保険証や医療受給者証の確認をさせていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
  - ・やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。  
(急な体調の変化による場合は、上記の限りではありません。)
- 9.運営の方針
- 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。
- 10.相談窓口・苦情対応
- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
- (当事業所の窓口)
- ・電話番号 072-247-5508
  - ・FAX番号 072-247-5805
  - ・相談対応 訪問看護ステーションぽの
  - ・対応時間 9:00～17:00

## 11.事故発生時の対応

1)当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所等に報告するとともに適切な処置を講じます。

2)万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

## 12.緊急時の対応

訪問看護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨機応変な手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な対応をします。

## 13.虐待の防止について

(1)事業者は、利用者などの人権の擁護、虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

1.事業者は利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。

身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。

事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

2.事業者は虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修などを実施するものとします。

3.事業者は前項の措置を適切に実施するために、防止担当者を配置します。

**虐待防止に関する責任者：川口 絢子**

4.身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する対応方法がないこと

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2)苦情解決体制を整備しています。

(3)サービス提供中に、当事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者などを発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

【説明確認欄】

令和                      年                      月                      日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業所所在地	大阪府堺市中区土師町5丁21-2 メゾンハイツ信208	
事業所名	合同会社 Holomua	
代表社員	川口 絢子	印
説明者		印

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

令和                      年                      月                      日

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	(続柄	)

## 訪問看護契約書（医療保険）

様(以下「利用者」)というと合同会社Holomua(以下「事業者」という)は訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、健康保険法等の関係法および契約に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

### 第2条（契約期間）

1 この契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間終了までとします。

### 第3条（訪問看護計画とサービスの提供）

- 1 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に従い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って重要事項説明書に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
- 2 事業者は、訪問看護計画書を作成し利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

### 第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、それぞれのサービス提供に関する記録を整備するとともに、この契約が終了後5年間保管します。
- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、被写物の交付に応じます。

### 第5条（利用者負担金の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定め期間満了までにその支払いがない時にはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文章によりこの契約を解除することができます。

#### 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし予告期間満了日に契約は解除されます。

※主治医への確認が必要となります。

#### 第7条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約書を解約することができます。この場合事業者は、主治医に連絡します。

#### 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 四 第7条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

#### 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

#### 第10条（秘密保持）

1 事業所は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の情報を用いる場合は利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いません。

第11条 (苦情対応)

1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は事業所、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

第12条 (緊急時の対応)

訪問看護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条 (契約外条項)

この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議の上、定めます。

上記の契約を証するため本書を2通作成し、利用者と事業者が署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印  
(続柄 )

事業所 所在地 大阪府堺市中区土師町5丁21-2メゾンハイツ信208  
事業者名 合同会社 Holomua  
訪問看護ステーションぽの  
代表者名 川口 絢子 印

# 同意書

## 24時間対応加算

私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制加算により緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため24時間対応体制加算を算定することに同意します。

・オンコール利用について

24時間対応加算に契約をされた方のみご利用いただけます。

\* 緊急性、切迫性の低いものに関しては、通常の訪問看護時にご相談ください。  
緊急電話は緊急性が高い相談（命の危険がある時、精神症状や感情に行動が振り回され自分では対処できなくなった時）のみに限定し、対応させていただきます。

令和            年            月            日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

(続柄 )

事業所

所在地

大阪府堺市中区土師町5丁21-2

メゾンハイツ信208

事業者名

合同会社 Holomua

訪問看護ステーションぽの

代表者名

川口 絢子

印

